

数は力! あなたのまわりの業者の方を民商にご紹介ください!

名古屋北部民商ニュース

2015年4月13日(月)発行

No.133

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

春の運動(1~3月)で20人の新しい仲間

民商で取り組んできた春の運動で20人の会員が増えました。

特に3月には9人の入会がありましたが、会員さんの紹介や元会員の入会が5人、「チラシを見て」「ホームページを見て」という方が4人でした。「独立したけど、確定申告のことがまったくわからない」「開業したばかりだが、運転資金に困っている」という相談で、民商へ来所されてほとんどの方がすぐ入会されています。そして入会の際には「民商共済会は保険とは違い、会員どうしの助け合いの制度です。ぜひ民商共済会へも加入してください」と訴え、同時に加入していただいています。

5月30日には、名古屋北部民商第4回定期総会を開催する予定です。それまでに開かれる各支部の支部総会に、新会員さんにも参加してもらえよう、よびかけましょう。



青年部会を開催

学習会・総会について討議

4月2日(木)午後7時30分より、民商事務所にて青年部会を行いました。三輪青年部長と、部員3名、事務局2名の計6人が参加。

部会では、5月に行う総会について話し合いました。現在の部員へ声かけすることはもちろん、春の運動で新たに入部した会員や、青年部対象者の訪問活動の必要性について確認しました。

また、青年部主催で行う予定の学習会についても話が及びました。開催時期と学習する内容について話し合い、「税務調査」をテーマにすることが決まりました。「税務調査の受け方や対応方法を通して、自主計算・自主記帳の大切さをわかってもらえたらいいね」と、学習会開催に向けて方向性を固めました。



統一地方選挙は12日が投票日

みなさん、投票には行かれたでしょうか。地方選挙は、一番身近な議員を選ぶ選挙でありながら投票率は50%に満たない状況です。今回の選挙は、とりわけ「消費税増税」「戦争立法」「原発再稼働」と暴走を続ける安倍政権 NO! の審判をつきつける大事な選挙です。自分たち中小業者の願いを「この人、この政党にたくしたい」と思う候補者に一票を投じましょう。愛知県議会選挙、名古屋市議会選挙は12日で終わりますが、その他の市町村議会選挙が26日投票で行われます。

自分たちの声を届けるために、大事な一票を無駄にせず、投票に行くよう

周りの方に声をかけましょう。



換価の猶予の特例って何?

2015年4月1日以降に納期限が到来する国税から適用される「換価の猶予の特例」。そもそも「換価」とは、差し押さえた財産を公売したり、金融機関などの第三債務者に差し押さえた債権の交付を要求するなどして差押財産を金銭に換えることをいいます。そして「換価の猶予」は、税の滞納者に一定の自由がある場合に、納付すべき国税にかかる滞納処分による財産の換価を1年の範囲内(最大2年延長可)で猶予される制度のことです。

これまで、「換価の猶予」は税務署長の職権によってのみ行われるものでした。しかし、2014年度税制改正において、滞納の早期段階での計画的な納付を促進・履行確保の観点から、**納税者自ら申請することができるようになりました。**

「換価の猶予の特例」の申請には、次のような条件があります。滞納者が国税を納付することにより事業の継続や生活の維持が困難になるおそれがある場合、①納税について誠実な意思を有すると認められ、②納付しようとしている国税の納期限から6ヵ月以内に申請した場合に、毎月の分割納付を条件に、税務署長は1年の範囲内(最大2年延長可)に限り「換価の猶予」をすることができます。

**民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。毎月15日集金
月末100%集金へ、みなさんのご協力をお願いいたします。**